



# 結



2026.1.24 No.127

発行：憲法9条の会つくば  
 〒305-0004  
 つくば市柴崎68-103  
 Tel/Fax 029-858-2034

## ● 2026年 新しい年を迎えて ●

新しい年が始まりました。2026年の年頭、私たちは今いかなる状況にいて、平和をつくるために何が求められているのでしょうか？

昨年は多くの市民が反対した安保法制から10年でしたが、10月には初の女性首相として高市政権が維新の会と連立して発足しました。その翌月、首相は衆議院予算委員会で「台湾有事は日本の存立危機事態」となる旨、集団的自衛権を発動して参戦することを示唆する答弁を不用意にして、中国との緊張を一気に高めました。その一方で、防衛予算は安保3文書で2027年度までにGDP比2%とする目標を12月の補正予算で前倒しました。防衛予算の増額は、米国からの圧力が影響しており、米国の軍需産業の高額兵器を購入しています。防衛費増額により、福祉や教育の予算へのしわ寄せや増税への懸念が生じています。また、敵基地攻撃能力による沖縄、南西諸島へのミサイル配備、武器輸出の緩和が進む中、官邸からは、日本も核兵器を持つべきだとの声も漏れ聞こえてきています。

今、私たちの国はこのように平和に逆行する危険な兆候を有しています。中国の脅威が喧伝され、少なからぬ人々が、軍事の抑止力は必要と受け止め、軍備の拡張を容認する傾向がありますが、軍備増強は相手国との緊張を高め、突発的に交戦する危険を増すものです。外交や経済的な相互依存、文化交流による緊張緩和が求められますが、対立や排外主義で分断を煽り、正しい判断ができない政治を、市民が黙認しては、かつての戦争に至る道を繰り返してしまうことになります。

現在、自衛隊は要員確保のため、各地の商業施設等で自衛隊の車輛を展示するイベントによる広報活動を強化し、自衛官募集のため高校や大学の卒業生の名簿の提出を全国の自治体に求めています。また、思想信条、言論の自由などの基本的人権を侵害する治安維持法の如き悪法であるスパイ防止法の成立を画策する動きも要注意です。そして、改憲勢力が憲法9条に自衛隊を保持することを明記する動きも予断を許しません。集団的自衛権を有する自衛隊を明記することは、国の交戦権を認めない9条を無力化することにつながります。私たちは、今の危険な状況において、私たちの子や孫が将来、戦争に巻き込まれることがないように心から願います。そして、憲法9条の理念に立って、戦争に至る道を阻止する世論の形成に向けて力を合せていくことを、皆様と共に誓いたいと存じます。本年もご教示ご支援をよろしくお願い申し上げます。

(共同代表 石上俊雄)



上記の視点から、1月号は3つの柱を中心に編集しました。

(1)「自衛隊」の今、(2)「安保法制」から10年、(3)「治安維持法」と「スパイ防止法」です。

私たちがいま置かれている状況を俯瞰し、ともに考えていく材料としてお読みいただければ幸いです。

◀1月11日の「20歳のつどい」では延べ10人の賛同人で約500枚の平和のメッセージ入りティッシュを配布しました。受け取りの反応はとてもよかったです。



# いま、「自衛隊」の立ち位置は、どこにあるか ～ アメリカに従属する日本の「軍隊」へ～

## ◆沖繩を再び「戦場」にするのか

太平洋戦争の末期、本土防衛・国体護持のための“捨て石”とされた沖繩。県民の4分の1が命を落とした無謀な地上戦を指揮した牛島満・中将は、追い詰められて自害する際、辞世の句を残しました。「秋待たで 枯れ行く島の青草は 皇国（みに）の春に よみがえらなむ」——（自らの指揮で）死んでいった若者の命は、（本土決戦に勝利して）春になる天皇の国で甦るだろう。（だから、最後まで戦え。）——本土を守るために“捨て石”となった沖繩の兵士と人々の犠牲を賛美するこの辞世の句が、2024年6月、陸上自衛隊・第15旅団のHPに掲載されました。批判を受けて10月に削除したものの、HPの更新に伴い、沖繩戦80年を迎えた25年1月、再び掲載しました。4月18日の衆院の安全保障委員会で野党議員から削除を求められた中谷元・防衛相（当時）は、「平和を願う歌だ」と答弁しました。

その中谷大臣は、9月19日の閣議後会見で、沖繩での日米共同訓練などの自衛隊活動に対する県民の抗議行動を批判しました。陸上自衛隊・宮古島駐屯地で、8月に公道を戦闘服姿の新隊員らが「行軍」する訓練を監視していた市民に対して、隊長が恫喝まがいの制止を行ったことなどについてです。中谷大臣は、「過度な抗議、妨害が続いている」として、「活動は自由だが、良識をもってやっていただきたい」と述べました。「戦闘服姿の向こうに朝日を見るのは、とても残念です」と呼びかけた市民の声が「過度な抗議」だったのでしょうか。

「国民を代表して自衛隊を文民統制すべき防衛相が、自衛隊の肩を持って抗議を敵視した悪影響は計り知れない。」（『週刊金曜日』2025.10.17号「自衛隊絶対視 ファシズムの急速な進展」阿部岳）

沖繩には全国の米軍専用施設の7割が集中することに加えて、自衛隊によるミサイル部隊の配備など、「南西シフト」が急速に進んでいます。沖繩の戦場化を想定した軍備拡大です。自衛隊の増強や訓練について、住民への丁寧な説明は行われていません。

## ◆「台湾有事」で戦う「軍隊」へ

（『週刊金曜日』2025.9.19号「米国の戦争に参加すべく大転換した自衛隊の訓練」半田滋）

・安倍晋三政権による安全保障関連法の制定から10年を前にした8月末、防衛省は国産の長距離ミサイルの配備先を発表した。

発射すれば中国や北朝鮮まで届く、専守防衛を踏み越えかねない兵器類だ。配備先は当然、真っ先に攻撃されるから、地元から配備中止を求める声が上がっている。

この日が突然、来たわけではない。安全保障関連法は、政府が憲法上できないとしてきた集団的自衛権行使を条件付きで解禁した。「密接な関係にある他国」を守らなければ日本の存立が脅かされる存立危機事態に陥るので、その他国を守るために海外で武力行使できるとした。

・これが最初の一步だった。安倍氏が首相退陣する際に残し

た安倍談話に従って、岸田文雄政権は「敵基地攻撃能力の保有」を閣議決定した。これを受けて5種類の国産長距離ミサイルが開発され、配備の日を迎えようとしている。

・自衛隊の訓練も大転換した。安倍氏が首相として提言した「自由で開かれたインド太平洋」を受けて、海上自衛隊は毎年、南シナ海やインド洋に艦隊を派遣している。必ず潜水艦を同行させ、護衛艦による探知訓練を実施する。（潜水艦のスクルー音の伝わり方は海域によって違うので、）日本防衛とはおよそ関係のない海域まで出向き、中国と戦う前提の訓練をしている。

・中国に日本を攻撃する意図があるわけではない。逆もまたしかり。では、なぜ自衛隊は中国軍を抑止する必要があるのか。

ヘグセス米国国防長官は3月、「中国が国防総省にとって唯一の脅威であり、中国による台湾の奪取を否定し、同時に米本土を防衛することが国防総省の唯一のシナリオである」との考えを示した。

・米国にとって最重要テーマである「中国による台湾侵攻を防ぐ」との考えに日本が同調している。（中略）安全保障関連法は結局「米国の戦争に参加するための仕掛け」だったことがわかる。

「戦時」を想定した訓練は、「交戦」だけではありません。

戦闘で大量の負傷者が出ることを想定し、「野戦病院」の設置や手術・患者輸送を行う戦時医療訓練が相次いで行われています。政府は、安保3文書の一つ「国家防衛戦略」で、南西諸島の第一線から本州の病院までの「シームレスな医療・後送態勢を確立」と明記しています。

また、陸上自衛隊は、隊員に戦死者が出た場合に備えて、葬儀業界団体と協定を結んでいます。

私たちの知らないところで、着々と“戦争する国”づくりが進められています。

自衛隊は1954年の発足以来、戦死した旧日本軍の軍人・兵士などが祀られている「靖国神社」との関係を持つようになってきました。自衛隊関係者が靖国に集団参拝することなどは問題視されています。しかし、「戦死」のリスクが高まる自衛隊では、その死を意義付け、顕彰する存在として、靖国神社との関係をより重視するようになっていきます。

2024年には、史上初めて、元海上自衛隊の海将が靖国神社の新たな宮司に就任しました。

（『結』No.117：2024.5.25「靖国神社と自衛隊」佐々木啓より）

## ◆増強される「軍備」を使うのが自衛隊

“交戦”の準備に戻ると、「敵基地攻撃」のための軍備拡大計画が全国に広がっています。2025年8月29日、防衛省が国産の長距離ミサイルの配備計画を発表しました。

2025年度末から27年度までに、各地の陸海空自衛隊へ2種類の長距離ミサイルを順次配備する計画です。一つは、地上発射型のミサイルで、陸自・健軍（けんぐん）駐屯地（熊

本県)、同・富士駐屯地(静岡県)などです。また、艦艇と戦闘機から発射できるよう、それぞれ「艦発型」と「空発型」の開発が進められており、海自・横須賀基地(神奈川県)所属の護衛艦「てるづき」と、空自・百里基地(茨城県)に配備予定のF2戦闘機で、2027年度から運用する計画です。さらに、「島嶼(とうしょ)防衛用高速滑空弾」は、26年3月に富士駐屯地へ、26年度中には富良野駐屯地(北海道)とえびの駐屯地(宮崎県)に新たに部隊を立ち上げて配備されます。

(「平和新聞」2025.9.15号)

茨城県・小美玉市にある茨城空港は、正式名称は「百里飛行場」です。所有者は、航空自衛隊百里基地です。そのため「軍民共用」の空港(沖縄の那覇空港などと同じ)と呼ばれており、戦争が始まれば軍事目標として攻撃対象になります。本来、民間人が利用する空港と「軍事施設」は分離しなければならないため、ジュネーブ条約違反と指摘されています。

百里基地は、(前記のように)2027年度、F2戦闘機に長距離ミサイルの発射機能を設置し、運用を開始します。百里基地は、「専守防衛」から「先制攻撃」も辞さない軍事基地に変容します。ミサイル配備によって、標的にされる危険性がさらに高まります。

茨城空港は、首都圏第三の空港を目指すとする将来ビジョンを打ち出しています(2025年7月、県知事より発表)が、大型開発事業に税金を投入しながら、百里基地の拡張と機能強化につながる“将来ビジョン”です。

(茨城県平和委員会の新しいパンフレット「戦争をしないために、今できること」より)

### ◆不足する「戦力」を募る

憲法9条の会づくばの20周年記念のつどい(2025年10月11日)の時の総会議案書に「自衛隊」の問題で、次のように記されています。

「集団的自衛権」の行使容認、「安保3文書」等により、「軍事力」(戦闘能力)を持つ自衛隊が、海外の戦争に派遣される可能性が高まりました。それは、自衛官の採用応募人数を低下させ、途中退職を増加させました。「軍隊」として

の組織体質(パワハラ、セクハラを含む)の問題もあります。

自衛隊は、隊員不足を解消することに躍りになっています。TV番組で、“カッコいい”“活躍する”自衛隊を宣伝し、新聞広告で自衛隊グッズを市民の日常に広げようとしています。

全国各地でも、地域のイベントや大型商業施設の駐車場を利用して、自衛隊の宣伝・入隊勧誘活動が広がっています。多くは、“はたらく車”“くらしを守る車”として戦闘車輛を展示し、子どもに迷彩服を試着させる催しです。

私たちは、他の市民団体とともに、利用されようとしている店舗や団体に、事前に中止の申し入れをしてきました。自衛隊は、事前広告をやめたり、当日まで展示内容を知らせないなど、市民団体の反対活動に抗するようになっていきます。

「戦争」への免疫を作る動きを許さず、子どもたちに「平和」をつないでいく活動を続けていきたいと思ひます。

自衛隊の宣伝や隊員勧誘活動は、そのやり方も多方面で問題視されています。

大きな問題が、「自衛隊への名簿提出」です。自衛官募集のために、自治体が住民の氏名や住所などの個人情報自衛隊に提供することです。多くの自治体は、自衛隊法(第97条)や自衛隊法施行令(第120条)を根拠に、18歳や22歳になる住民の名簿を提供しています。2024年度には、全国で1152の自治体(全自治体の66%に相当)が名簿提出したというデータがあります。

しかし、個人情報保護法(第67条1項)により、上記法や施行令は名簿提出の法的根拠にはならないという批判もあります。住民のプライバシーを侵害する違法行為だとの指摘もあります。

自分の個人情報について「提供除外申請制度」もありますが、この制度は周知されていないし、申請者以外は同意と見なす「免罪符」にもなっています。

自衛隊が教員への研修を生徒への隊員募集に利用しているという実態もあります。東京都教育委員会は、勤務10年超の都立学校教員への「公務員としての資質向上」のための校外研修先の一つとして自衛隊を紹介し、研修の対象教員の1割以上が自衛隊を研修先に選んでいます。

また、防衛省は、2021年から「防衛白書」と一緒に「まるわかり!日本の防衛」と題する子ども版防衛白書を毎年作成しています。小学校高学年、中学生、高校生向けに防衛省の政策などを解説してきましたが、25年版は、自衛官の勧誘に力点が置かれました。災害派遣任務とともに、装備品の紹介にも多くのページを充てています。

自衛官募集のポスターは、「子ども食堂」にも貼られるようになりました。“経済的徴兵制”(学費免除、医療保険加入などの経済的支援を利用して、軍隊への入隊を募り、その要員を確保する仕組み)が始まっているともいえます。

ただ、自衛隊法第25条には「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」と記されていて、一般の国家公務員にはない「賭命義務」が課されることは、勧誘時に明確にされてはいません。

# 「安保法制」成立から10年 ～「憲法」の視点から問い直す～

## 【1】違憲訴訟：「権利侵害」に向き合わない司法

2015年9月、安倍政権は「安全保障関連法」（安保法制）を強行採決で成立させ、前年に閣議決定した「集団的自衛権」の行使容認に法的な根拠を与えた。これらは「立憲主義」に反するものであり、国会審議には多数の市民の抗議が広がった。



それから10年。「安保法制は憲法違反」とする裁判が全国で起こされた。原告の訴えはすべて司法の場で退けられたが、今も一部の審議は続いている。

残る裁判のうち、東京高裁の裁判は「女の会」訴訟と呼ばれる。原告は、「安保法制で進む軍事化は、（さらに）女性や子どもたち（の日常の貧困や暴力など）を追い詰めている」と指摘する。東京地裁では、「女性の権利が侵害された」とする原告側の主張が「社会通念上、受忍すべきだ」と退けられた。この言葉に対して原告の一人は、「軍事化を容認する裁判官の家父長的な思い込みだ」と批判する。原告代理人の弁護士は言う。「この裁判で問われているのは、誰のための安全保障なのか、ということ。安全保障とは人間のためのもので、戦争につながる構造的な暴力と差別や貧困の根絶こそが、平和への一歩だ。裁判官には、こうした問題に正面から向き合ってもらいたい。」

（朝日新聞、2025年9月30日付「憲法を考える」より）

## 【2】安保3文書：財源なき軍拡

2014年の閣議決定のタイトルは、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障について」だった。安全保障の総合化への一歩として、局面を大きく変える性格のものだった。

現在の安全保障政策は、「憲法フリー」になっている。22年の「安保3文書」の改定による敵基地攻撃能力の保有や、非常時に国が特例として自治体に指揮権を行使できるようにする改正地方自治体法の制定など、憲法論議をすることなく、滑らかに切れ目なく進められている。

安保法制は、安保といえば何でも放り込める「器」を作ったのである。（その）「器」に、何を入れてよいのか。憲法審査権を与えられた裁判所には、その線引きを理由とともに示す責任がある。

（同上、青井未帆・学習院大学教授の談話「司法が摩擦を生む役割を」より）

現在、高市政権によって、「安保3文書」の一つ「防衛力整備計画」で2023～27年度（5年間）の防衛費を43兆円と定めたものが、計画4年目の26年度予算で、9兆353億円と計上された。過去最大を更新する値で、その財源として（見送られてきた）所得税増税の実施（27年度から）を決めた。防衛費の対国内総生産（GDP）比2%という目標も、高市氏は所信表明演説で、前倒して達成する意向を示した。

防衛費の大幅増は、日本の財政余力の低下と表裏のものである。

## 【3】台湾有事「存立危機事態」発言：高市首相の危険性

（「週刊金曜日」2025.11.28号、半田滋「新・安全保障論」

より）

高市首相による「台湾有事は日本の存立率危機事態」との（2025年11月）7日の国会答弁は、中国との外交関係を急速に悪化させ、10年前に制定された安全保障関連法の矛盾点をさらけ出している。

同法によると、存立危機事態とは「密接な関係にある他国」が攻撃され、日本の存立が脅かされる事態をいい、自衛隊がその他国を守るために海外で武力行使できるとする。政府は「密接な関係にある他国」として、米国を想定する。

（「台湾を守る戦争」という想定は、1972年の日中共同声明を空文化するもので、）日中関係は崩壊し、日本は戦争への「巻きこまれ」を余儀なくされる。

戦場になるのは、核保有国の中国でも米国でもなく、台湾と日本というのが米シンクタンク「戦略国際問題研究所」の見立てだ。対米支援すれば、日本が壊滅することになる。

この法律を制定した当時の安倍晋三首相は、米国を守るための「集団的自衛権行使の解禁」ととられ過ぎて、対米支援が対中戦争となる構図に目を向けなかったと考えるほかない。

外交の機微を理解しない高市首相に、政治の舵取りはできない。家計は火の車、国土は火だるまになりかねない。



## 【4】憲法の平和主義を空洞化

### ：武器禁輸、非核三原則の見直しの動き

「安保3文書」の改定を待たずに結論が出るかもしれないのが、「武器輸出」のさらなる緩和だ。現行の「防衛装備移転三原則」の運用指針では、輸出対象は「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の「5類型」に限られるが、自民と維新の連立合意には、2026年の通常国会中の「撤廃」が明記された。

すでに、英・伊と共同開発する次期戦闘機の日本から他国への輸出や、共同開発・生産という形をとった豪への護衛艦の輸出など、殺傷能力の高い兵器の提供が次々と決まっている。そのうえ、5類型そのものが撤廃されるなら、歯止めが失われ、「武器輸出大国」への道を歩みだしかねない。

現在の3文書でも、「堅持」の方針は今後も変えないとする「非核三原則」の扱いも焦点だ。核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬのうち、「持ち込ませぬ」は、米国の「核の傘」に頼る以上、現実的ではないというのが首相の持論だからだ。

被爆の惨禍を二度と繰り返させない国民の強い決意のもと、長年支持されてきた原則を、時の政権の判断で軽々に変えることは許されない。戦争被爆国である日本が原則を変えることがもたらす負の影響を直視すべきだ。

（朝日新聞、2025年11月30日付・社説「平和国家の変質を危惧する」より）

高市政権は、防衛産業を経済政策の柱と位置づけ、武器輸出の拡大を通じた防衛産業の強化も目指す。“死の商人”との結託は、教育・福祉・医療・介護…に予算をつけるより、政権への見返りははるかに大きい。

# 治安維持法100年 生活図画事件を歩く —ふたたび暗黒の時代への逆戻りを許さないために—

「不戦のつどい」は、太平洋戦争が開始された1941年12月8日（真珠湾攻撃）にちなみ、毎年12月に開催されてきました。そして、講演当日の12月6日は、12年前に「特定秘密保護法」が強行採決された日でもあります。

## 《講演会のチラシより》

今からちょうど100年前の1925年に制定された「治安維持法」。度重なる改定を経て、当初取り締まりの対象とした共産主義者から、やがて自由主義者や芸術家、宗教者、学生や一般市民へと際限なくその適用範囲を広げ、1945年10月に廃止されるまでの20年間に、10万人を超す人々を検挙・投獄しました。ひどい拷問の末、獄死させられた人も少なくなかったのです。

いま世界はふたたび戦争の空気につつまれ始めています。一見平和な日本でも、軍機保護法の復活と言われる「特定秘密保護法」（2013年成立）や、治安維持法の亡霊と言われた「共謀罪法」（2017年成立）などが、人々の反対の声を押し切って次々に国会を通りすでに施行される中、あらたな高市内閣の発足で、大軍拡路線はさらに加速し、これまで何度も国会で廃案とされてきた「スパイ防止法」復活の動きなど、「新しい戦前」と言われる体制づくりへの懸念が強まっています。

表現の自由が奪われ、人権も命の尊さも否定され、人々が恐怖におののいたあの戦争と治安維持法の歴史から、いま私たちは何を学ぶべきなのでしょう？ 北海道で美術教育が弾圧された「生活図画事件」（1941～42年）の最新の調査結果をお伝えしながら、ともに考えてみたいと思います。

## 《川嶋均さん（東京芸術大学）のお話より》



「治安維持法」は、最初は共産主義者を取り締まるためのものだから一般市民には関係ないと言われていたが、思想統制は際限なく拡大していき、市民生活を蝕んでいった。「治安維持法」による検挙は、はじめは「見せしめ」として大々的に広報された。

北海道・旭川師範学校の画学生も、特高警察に突然に検挙さ

れ、長く過酷な牢獄生活を余儀なくされた。「生活図画教育」は、「生活綴り方教育」とともに弾圧の対象となり、27名が検挙された。「自由に描くこと」自体が共産主義の実現を目的とするのだと決めつけられた。例えば、学級実践として子どもたち同士でバリカンをで髪を切らせる「協働性」を教えただけで、罪に問われた。検挙された生徒たちは、理論も知らないのに「主義者」だと言われ、脅迫されるままに文章や手紙を書かされた。作品や資料は、ことごとく当局に没収された。

生徒たちを指導し、自らも弾圧された熊田先生は、「教師の仕事とは」と問われて、「空に昇った月を指ししめすようなもの」と答えたという。

当時の検挙者の中で唯一の生存者である菱谷良一さん（2025年で104歳に）は、2022年、介護施設に入居する前の晩に、こう書いている。「先人が血と涙で得た平和と自由をいつまでも守ろう」

## 《「治安維持法」とは》

（条文の引用は、現代仮名遣い・字体で表記しました。）

大正14年（1925年）4月21日公布、5月12日施行

・第一条：国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りてこれに加入したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処す。前項の未遂罪は、これを罰す。

・第二条：…実行に関し協議をなしたる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処す。

・第三条：…実行を煽動したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処す。

昭和3年（1928年）6月29日改定

・第一条：…死刑又は無期もしくは五年以上の懲役もしくは禁錮に処し…

\*この改定の3年後、1931年に文部省に「学生思想問題調査委員会」が設定された。

同年9月、満州事変が勃発する。この軍事侵攻は、後の日中戦争、さらには太平洋戦争へと続く

「十五年戦争」の始まりとされる。

検討するための指示が首相から出されたことが公表された。

非常に危険な動きである。インテリジェンス（情報収集・分析）機能の強化と連動して目指されるスパイ防止法の制定は、日本国憲法の最重要原理である基本的人権の尊重を著しく脅かす監視国家を築くルーツとなるからだ。

・「国家秘密」とは何か、国家が勝手に決められる。

・公権力やメディアなどが負のイメージを持たれやすい「スパイ」を用いて〈国防〉を強調すると、その必要性を当然視する風潮が社会で広がり、反対の声を出しにくくなる。その結果スパイ防止法が制定され、基本的人権を侵害する規定が幅を利かす息苦しい社会になろうとも（公権力は市民の反発を回避するために、その影響力を徐々に浸透させる）、国防のためだから批判する方がおかしい、外国人に気をつけろという声が力を増す。

・「スパイ」という言葉は、同調と萎縮と排外主義と分断をもたらすトリックでもある。国防推進の風潮は、憲法への緊急事態条項の導入や、9条改憲を目指す動きと強い関連性を持つ。

## ▶ 「スパイ防止法」制定の必要性・正当性はない

（「週刊金曜日」2025.12.5号 P.18～19 清末愛砂より、抜粋）  
・国家安全保障という大義名分で保守政権が長年、導入をもくろんできた「スパイ防止法」。成立すれば国の都合の悪い情報を潰し、気に入らない市民を逮捕・処罰することも可能となる。戦前同様の思想弾圧を招く法律は、日本国憲法の理念を踏みこむものだ。

・（2025年）10月20日締結の「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」に、一連のインテリジェンス・スパイ防止法（基本法や外国代理人登録法など）に関する2025年内の検討開始と速やかな法案策定・成立が盛り込まれた。また、国家情報局の創設（既存の内閣情報調査室の格上げ。国家安全保障局と同格）や対外情報庁（日本版CIA）の創設も含まれている。国内外を対象に「国家秘密」とされる各種の情報統制を包括的に行う機関とその活動を支える法制度を整備するという強い意思の表明である。

・合意書発表からわずか4日後の10月24日、国家情報局創設を



いのちの尊さを  
心に刻む  
市民の手づくり  
ミュージアム

特定非営利活動法人  
アウシュヴィッツ平和博物館

## 白河 研修旅行 「アウシュヴィッツ平和博物館」 訪問

憲法9条の会つくばが企画した那須・白河への一泊旅行(11/13・14)は、参加者は少数でしたが、充実した研修をすることができました。

2日目に訪れた「アウシュヴィッツ平和博物館」では、ナチス・ドイツによるホロコーストが、現代の排外主義、差別と分断と重なることを、深く学びました。

◆第一次世界大戦(1914~18年)で敗北したドイツは、膨大な賠償金を強要されて経済が崩壊し、人心は荒んでいきました。自信喪失の反動から、排外的な国粋主義が蔓延し、大衆の不満が少数民族のユダヤ人に向けられました。

1933年、政権を握ったヒトラーは、中世以来の宗教的な反ユダヤ思想と優生学を結びつけた似非学説によって、本来は同じ信仰や文化を共有する民族集団であるユダヤ人を劣

等な「ユダヤ人種」と規定し、優等なドイツ民族(ゲルマン民族)との間で生存をかけた戦いが行われている、と訴えました。根拠のないデマだったのですが、大不況で理性を失った大衆は、容易に洗脳されていきました。

ヒトラーは、「ドイツ民族繁栄のために、ユダヤ人を地上から抹殺しなければならない」と叫びました。

◆1939年9月1日、ヒトラー率いるナチス・ドイツは隣国ポーランドに侵攻、これが引き金になって第二次世界大戦が勃発しました。

ナチスは約6週間でポーランド全土を制圧し、教育者をはじめ指導的立場にいる人々を逮捕し、強制収容所に送りました。小中学校はドイツ語による授業に変えられ、次に閉鎖されました。

(特別展示「子どもの目に映った戦争」より)

◆「アウシュヴィッツ」は、第二次世界大戦時にナチス・ドイツが占領地ポーランドに建設した最大級の強制収容所です。ここでは、150万余の尊い命が奪われました。

突然に連行される一般の人々(ナチス占領下では、ユダヤ人を密告すると賞金がもらえた)は、収容所に送られると、すべての私物を強奪され、全裸にされて、体毛を剃られました。

軍需産業の重労働に従事させるための「囚人」に、収容所からの出口はありませんでした。障害があつて働けない者、老人、子ども、女性からガス室に送られ、それを逃れた人も次々と餓死し、抵抗したり脱走を試みれば銃殺・処刑されました。出口があるとなれば、死体焼却炉の煙突の煙だけでした。

◆何の罪もない人に対して、「囚人」という表現は不適切かもしれませんが。しかし、アウシュヴィッツを生き残った人たちは、あえて自らを「囚人」と表現しています。「私たちは、いわれもなく連行され、自由を奪われ、囚人にされたのだ。罪もない人間が囚人にされた「事実」を後世に残すために、私たちは誇りを持って『囚人』と言います」と。

◆現在、ドイツとポーランドでは、共通の歴史教科書を使用するなど、惨禍を二度と繰り返さないための努力が続いています。

\* \* \*

私たちは、展示を見学しながら、館を運営しているご夫妻と、親しくお話をさせていただきました。持ち合わせていた「結」(121号)の『コルチャック先生』のレビューもお渡しして、平和への想いを共有しました。

特定非営利活動法人「アウシュヴィッツ平和博物館」の所在地は、以下のとおりです。

〒961-0835 福島県白河市白坂三輪台245  
TEL. 0248-28-2108 FAX. 0248-21-9068



### ◀ インフォメーション ▶

- 2月7日(土) 前川喜平さん講演会  
「教育の未来を語る～子どもたちが幸せになる教育とは～」  
(つくば子どもと教育相談センター・主催)  
14:00~16:30 つくば国際会議場
- 2月11日(水・休) 百里平和公園・初午祭り
- 2月14日(土) 茨城県高齢者大会in土浦  
「語ろう 人権と平和 戦争なくそう! 高齢者福祉の充実を」  
講演(対話方式) 青木理さん「人権と平和」  
(県南実行委員会・主催)  
10:30~15:30 土浦・県南生涯学習センター



## ● 憲法9条の会つくばの活動から

当会では毎月第3日曜日に定例署名、9日に9の日署名を行なっています。その他、「戦争をする国づくりNO@つくば」と共に、毎月3日と19日に、「市民スタンディング」を行います。

◆賛同人 2026年1月1日現在  
総数994名（つくば市内700名）

◆大軍拡反対請願署名 244筆 1月1日現在

### ● 署名行動

11/9、12/21は、雨天のため中止しました。

11/16の定例署名は4名参加で12筆、12/9の9の日署名は4名参加で5筆でした。

12/9は、日下部さんのエレキバイオリンの「アメージング・グレース」などが流れる中での署名行動でした。遊歩道の櫟並木もほとんど落葉していて、冬の到来を感じました。

### ● スタンディング行動

12月19日（金）12時から13時、つくばセンター広場で13名の参加で市民スタンディング行動を行いました。

17日で臨時国会が閉会し、GDP 2%越え前倒しの防衛補正予算が決まりました。

軍事拡大について、シール投票を呼びかけました。賛成1人、わからない2人、反対22人でした。賛成にシールを貼った高校女生徒になぜと尋ねて話を進めていくと、「生活を脅かすほどの軍事費には反対、やはり平和がいい」とのことでした。

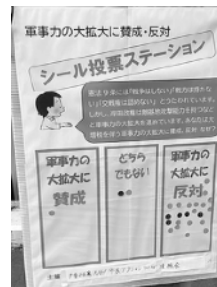
1月3日（土）は、9条壊すな新春スタンディング行動でし

自民・維新連立で、この国はますます戦争できる国づくりに進進しています。9条改憲、安保3文書の改定、防衛装備移転3原則の運用指針の5類型の撤廃、スパイ防止法、国旗損壊罪……。二度と戦争はさせないために、みんなで声を上げていきましょう。

た。新年とあって、18名の参加がありました。9条守れの横断幕を大きく広げ、プラカードを掲げて、多数の通行客にアピールしました。

友人と待ち合わせで駅前に来ていた10代の大学生の男性が、飛び入り参加してくれました。飛び入りは、以前にパレスチナの留学生が来てくれて以来です。

家族連れが多く、大人より子どもさんが注目してくれたように感じました。



### ● 12/13（土）研・学9条の会、講演と対話の集い

「特殊法人化で、日本学術会議はこれからどうなるのか：『学問の自由』を求めて」と題する講演と対話の集いが開催されました。筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会が設立20周年を記念し、日本科学者会議茨城支部と共に開催したもので、会場は市役所内にあるコミュニティ棟会議室。講演者は東京大学名誉教授・現ユーラシア研究所所長の小森田秋夫博士で、ご自身、2006年から2022年まで、日本学術会議の連携会員及び第一部法学委員会部長等を務めた経験を持つ方です。

小森田博士は、日本学術会議の政治的・社会的・学問的意義を検証し、次いで、2020年に当時の菅首相が学術会議の推薦した会員候補者のうち6人の任命を拒否したこと、その上、2025年6月、政府が学術会議を特殊法人化する「日本学術会議法」を成立させたことについて、これを学術会議の

独立性を侵害し、政治的に管理しようとする政権の意思の現れとして、強く批判しています。

同時に政府は「総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）」（議長は、内閣総理大臣）を設置、科学技術政策の「司令塔」としての役割を与えることにしました。その結果、今後はCSTIの役割が拡大し、学術会議は周辺化させられます。こうして、「学問と政治」のあるべき関係は崩壊することになり、小森田博士は、現政権の「政策のための科学」を追及するあり方ではなく、これまでのような「科学中心の政策」を重視するよう主張しています。

小森田博士は、107ページに及ぶ資料をもとに2時間を超える講演をされ、講演後は参加者と質疑応答をされ、大きな感動を与えました。

（文責：長田）

### ● 12/20（土）・21（日）歴教協・関ブロ集会in茨城

歴史教育者協議会の関東ブロック集会在、茨城（土浦ウララ5階）で開催されました。

「戦後80年」の今、戦争の記憶をどのように残し、どのように継承していけばよいか、どのように平和を追求していけばよいかを考える——という内容です。

初日の全体会では、「戦争の記憶を残す、つなげる」というテーマで、金澤大介さん（筑波海軍航空隊記念館＝笠間、館長）と佐々木啓先生（東洋大学、前茨城大学）の報告がありました。佐々木先生は、大学（茨大）生による戦争遺跡紹

介動画（DVD）の制作を通して、戦争体験の「継承」のあり方を考察する実践を話されました。個々人の体験の集積としての「慰霊」「平和」…を前提としてきた「体験」が見えない時代に、あらためて「一人ひとりの体験」から思考を始めることが大切、との指摘が印象に残ります。

「平和」の分科会では、「『韓国のヒロシマ』ハプチョン」訪問、「日本人米軍脱走兵のベトナム戦争」、「日本軍兵士と慰安婦」の授業実践、「戦後80年と復古的教科書の押しつけ」などが報告されました。（記・後藤）



# だまされない力 「本当の学び」で国家と権威を疑え

前川喜平、佐高信 共著（2025年9月初版/平凡社新書）



2月7日の前川喜平氏の講演会を前に、近著の紹介をしたい。本書は、第1章「教育」とは何なのか、第2章 学びの経験を深くせよ、第3章 宗教と道徳を疑う、第4章 だまされないための公教育、終章 SNSと断定調の危険性という5章と前川氏のあとがきで構成されている。各章の内容は多岐にわたっているので、教育に関わる第1章、第3章、第4章を紹介する。2人の対談形式なので読みやすく、ぜひ皆さんも手に取って頂きたい。

## 第1章 「教育」とは何なのか

「学問」と「教育」の違いについての対談が興味深い。前川氏は「学問」という言葉がかなり廃れてきている、という危機感を持ちつつ「問う」という言葉には「疑問」があって、疑問を理解したい気持ちが学びに向かうと思うと述べ、学ぶ人間の方に主体性があることが大切、としている。一方「教育」は「教える」であり、学ぶ人間は客体になり教師や親が主体になっている。疑問を持ち自ら問い続ける「学問」こそ、自己を変革する力であると述べている。この後、学校教育の歴史を概観し、明治時代の学校令から昭和の国民学校令まで、国家の目的を遂行するため進んで戦争に行く青少年を育成することが教育の目的であった。1945年の敗戦でその価値観は否定されたが、GHQの変節により民主的な教育が推進された時期は短く、逆コースといわれる戦前志向の教育が徐々に復活してきた。1958年に特設道徳の時間を設置、1966年に「期待される人間像」が中教審から発表されている。一方、学ぶ者の主体性を大事にするという教育の考え方は戦前にもあった。大正から昭和初期に大正自由教育、大正新教育などと言われていた時代があり、東京を中心に私学の自由な学校ができ地方にも自由教育の波が届いた。文部省も子ども中心主義的な考え方を持っていた時期がある。大正期と戦後の一時期、1980年代の「ゆとり教育」と言われた3つの短い時代のみが、子どもが主体となる教育を文部省が目指した時代と言える。現在文部科学省は18歳で選挙権を得る若者に主権者教育の必要性を説いているが、主権者教育こそ若者の主体性が大事にされなければならない。

## 第3章 宗教と道徳を疑う

前川氏は、青年期は真理を求めてもがいている時期なので、世界や宇宙の根本的な謎を解明するように見せかけたり、疑問や悩みに簡単に解決を与えるように見せかけるカルト的な宗教に引かれがちな時期であると指摘する。佐高氏は、集団で何かやることには疑問を持って、と述べる。主体性を持つ人は、自分と他者との違いが見えるので、容易に群れることはできないのだと。

他方では、戦前の天皇制カルトまがいのものを復活させようとする動きがあることや、教育勅語の復活を狙う政治家の動きも指摘されている。下村博文元文科大臣は、教育勅語の原本を大臣室に飾っていたという。2006年教育基本法改

正、2018年度から道徳の教科化が図られ、必ず検定教科書を使って授業をしなければいけなくなった。検定に合格した教科書の内容は、決まりを守れ、我慢をしろ、など自己抑制と自己犠牲を求め、自分を捨て全体のために役立つ人間になることを要求している。

## 第4章 だまされないための公教育

自民党の家庭教育支援法や青少年健全育成法では、父母を敬い、従順で逆らわない子どもが理想とされている。それは「疑う力」を持たない人間を育てるということ。不登校の子どもは学校の決まりやシステムに「疑問」や「違和感」を感じていることが多いが、その子たちを学習面で支える施設の一環として夜間中学がある。2016年に教育機会確保法ができて、公立の夜間中学の設置が義務付けられた。夜間中学には、「生活基本漢字381文字」というテキストがあり、生活で使う頻度の高い漢字を勉強する。（小学校での教育漢字は約1000字）。佐高氏は、夜間中学には、学びの一番の基本があるように思う、と語る。1990年代～2000年代には、南米やアジア圏から日本に来た外国籍の生徒が急増し、2015年以降は中学を形式卒業した不登校経験者の再入学も増加している。前川氏は、憲法26条で全ての子どもに義務教育を受けさせることは保護者の義務とされているが、その前に国家の義務であると述べる。その教育の内容は社会で生きていくために最低限必要な教育であるという。（穂積）

### ◀ 行動予定 ▶

- 2/3 (火) 9条壊すな3の日スタンディング  
13:00～13:30 つくば駅A3出口（市民アクション主催）
- 2/9 (月) 9の日署名行動  
12:00～13:00 センター広場
- 2/15 (日) 定例署名行動  
12:00～13:00 アルス会館前
- 2/19 (木) 市民スタンディング・署名行動  
12:00～13:00 センター広場（市民アクション主催）
- 2/21 (土) 事務局会議  
10:00～12:00 竹園交流センター
- 3/3 (火) 9条壊すな3の日スタンディング  
13:00～13:30 つくば駅A3出口（市民アクション主催）
- 3/9 (月) 9の日署名行動  
12:00～13:00 センター広場
- 3/11 (水) 「3.11から15年 さよなら原発！  
守ろう憲法！」昼休み集会&パレード（詳細は未定）  
11:30～13:00 センター広場
- 3/15 (日) 定例署名行動  
12:00～13:00 アルス会館前
- 3/19 (木) 市民スタンディング  
12:00～13:00 センター広場（市民アクション主催）
- 3/21 (土) 事務局会議  
10:00～12:00 竹園交流センター